笛吹市e街ギフト事業加盟要領（第１期）

１　事業の概要

（１）目的

　　　　笛吹市滞在時等に気軽にスマホからふるさと納税を申し込むことが可能なサービス（以下「旅先納税」という。）を開始する。返礼品は地元事業者で利用できる電子商品券とし、地元消費の喚起と利用者の利便性を図る。

（２）実施概要

　　　　利用者は旅先納税専用のWEBサイトからふるさと納税を行い、返礼品として笛吹市e街ギフトを取得する。取得した笛吹市e街ギフトを自身のスマートフォンで表示させ加盟店事業者に対して提示する。事業者は、決裁機器である電子スタンプ機器を使い、スマートフォンの画面にふれ、決裁を行う簡易、迅速な内容である。

２　申請要件

　支援要件は、以下のすべての要件を満たす者とする。

（１）笛吹市ふるさと納税返礼品取り扱い事業者

（２）別添笛吹市e街ギフト加盟店規約に同意した事業者

（３）自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しない者。

３　申請手続

（１）募集期間

　　　　（第１期）：令和3年5月31日（月）まで

（２）申請に必要な書類

・笛吹市e街ギフト参加同意書

　　　・笛吹市e街ギフト加盟店誓約書兼申込書

（３）申請書類の提出方法

　　　　郵送もしくは下記送付先に持参

（４）送付先

　　　　〒406-8510

　　　　笛吹市石和町市部777　笛吹市役所　企画課　ふるさと納税担当

（４）申請に係る問い合わせ

　　　　一般社団法人ワインツーリズム　電話：090-8052-0946（鶴田）

４　加盟の決定

申請書類を受理後、その内容を審査し、適正と認められる場合に加盟決定

通知を発送する。

５　説明会について

1. 加盟店決定事業者へは、必要に応じて本事業に係る説明会の開催につい

別途案内する。

（２）加盟店決定事業者には、電子スタンプ等を貸与する。

（３）開催日時及び電子スタンプ貸与の時期については、別途お知らせする。

６　その他

（１）加盟の決定後、申請内容に虚偽等が発覚した場合は、加盟を取り消すとともに電子スタンプを返還していただく。

（２）申請書類一式は返却しません。また、必要に応じて、追加書類の提出を求めることがある。